

短期入所生活介護契約書



いしどりや荘(短期入所生活介護施設)

短期入所生活介護契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人石鳥谷会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間中の利用期間は【重要事項説明書】のとおりです。

3 利用者は、利用開始予定日から7日間以上の猶予を置いて、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護サービスの追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。

4 利用者は、原則として利用開始日の午前8:15分以降に入所し、利用終了日の午後6:00までに退所するものとします。

5 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、既に定員に達している期間においては登録できません。

（短期入所生活介護計画）

第3条 利用期間が4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅介護サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

（短期入所生活介護の提供場所・内容）

第4条 短期入所生活介護サービスの提供場所はいしどりや荘です。所在地及び設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。

2 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、前項に定める各種サービスを適切に提供します。

4 事業者は、「居宅介護サービス計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

5 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を抑制する行為を行いません。

6 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し出ることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

（サービスの提供の記録）

第5条 事業者は、短期入所生活介護サービスの実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

2 利用者に同居の家族がいる場合、事業者は、短期入所生活介護サービスの実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。

3 事業者は、サービスの提供記録を作成することとし、サービス提供後2年間保管します。

4 利用者は、午前9時から午後5時までの間に事業所内にて、当該利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧できます。

5 利用者は、当該利用者に関する第3項のサービス実施記録の複写物を受け取ることができます。
(料金)

第6条 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ通知します。

3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに口座振替により支払います。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
(利用開始前のサービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知をすることにより、サービス利用を中止することができます。

(利用期間中のサービスの中止)

第8条 利用者は、事業者に対して、前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の利用日数で計算します。

2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては【重要事項説明書】に記載したとおりです。

3 前2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護サービスは終了となります。この場合の料金は入院日までの利用日数で計算します。

(料金の変更)

第9条 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第10条 利用者は、事業者に対して7日以上予告期間をおいて、この契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日以内の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

① 利用者のサービス料金の支払いが正当な理由なく3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合

② 利用者が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

3 利用者が要介護認定の更新で非該当(自立)または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

② 利用者が死亡した場合

(退所時の援助)

第11条 事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(秘密保持)

第12条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者又は代理人から予め同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第13条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(連絡義務)

第14条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やか

に連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

(相談・苦情対応)

第 15 条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第 16 条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令及び重要事項説明書記載のとおりとし、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者氏名

事業者

<住 所> 岩手県花巻市石鳥谷町好地第 14 地割 10 番地

<事業社名> 社会福祉法人 石鳥谷会

<代表者> 理事長 高橋 信夫 印

(指定番号) 岩手県 0372300103 号 (従来型)、岩手県 0370501447 号 (ユニット型)

利用者 (身元引受人代筆可)

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

身元引受人兼連帯保証人 (本人自署・捺印)

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

契約書番号

		-			
--	--	---	--	--	--